一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字小沢八三四〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字本宿五五四七のイ、五五四七のロ、五五四七のハ、五五四七のニ、五五四七のホ、五五四七のヘ、五五四七のト、五五四七のチ、五五四七のリ、五五四七のヌ、五五四七のル、五五四七のヲ・五五四七のワ・五五四七のカ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字三都郷七四一一、七四二七の一、七四二七の三、七四三二、七四三四、七四三七、七四三八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　岐阜県高山市国府町桐谷字袖ケ洞一二八七の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　福島県いわき市田人町旅人字宝坂九八の一、九九、一〇〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　福島県いわき市内郷宮町鬼ケ沢一〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）、平太郎八〇の七、八二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年十二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　群馬県沼田市白沢町高平字土橋二五三八の四、渋川市行幸田字中通二二八八の一、二二八八の三、二二八九の三、藤岡市上日野字矢掛九七〇の二、乙九七二、九七六、九七七、甲九七九の一、甲九七九の二、甲九八〇、乙九八〇の一、乙九八〇の二、丙九八〇、九八五、字田本一〇五八の五、一〇六七から一〇七一まで、一〇七二の一、乙一〇七二、甲一〇七九、一〇七九の二、一〇八〇、一〇八一、一〇八二の一、丙一〇八二、利根郡みなかみ町相俣字休石一一六の二、一一七の六、字芦ノ沢一七三一の四九、吾妻郡嬬恋村大字大前字細原丙一六五四、字向直道一六五九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字土橋二五三八の四、字中通二二八八の一、二二八八の三、二二八九の三、字矢掛九七〇の二、乙九七二、九七六、九七七、甲九七九の一、甲九七九の二、甲九八〇、乙九八〇の一、乙九八〇の二、丙九八〇、九八五、字田本一〇五八の五、一〇六七から一〇七一まで、一〇七二の一、乙一〇七二、甲一〇七九、一〇七九の二、一〇八〇、一〇八一、一〇八二の一、丙一〇八二、字休石一一六の二、一一七の六、字芦ノ沢一七三一の四九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）